

移動支援事業の登録申請に必要な書類

(R3.10.1変更)

以下の書類を提出してください。
 受理の際は**正本及び副本（コピー）**各1部の提出が必要です。登録相談の段階では**正本1部のみ**ご用意いただければ結構ですが、受理できると見込まれる時点で**正副2部**を提出いただき、内容を審査の上、副本に受付印を押印して申請者に返却します。

提出書類		A	B
1	申請書（第1号様式）	○	○
2	別紙（別紙1「移動支援事業所の登録に関する記載事項」） （別紙1-2「サービス提供責任者」）	○	○
3	法人の登記事項全部証明書（又は条例等）※	/	○
4	事業所の平面図（参考様式1）	/	△
5	事業所の外観及び内部の写真（参考様式14）	/	△
6	設備・備品等一覧表（参考様式2）	/	△
7	事業所建物の使用権限を証明する書類（賃貸借契約書の写し等。原本もご持参ください。）	/	△
8	事業所の位置図（縮尺は5千分の1～1万分の1程度、最寄の公共交通機関の駅・バス停を図示）	/	△
9	事業所の管理者及びサービス提供責任者の経歴書	/	○
10	従業者の資格を証明する書類（居宅介護従事者養成研修修了証の写し等）	/	○
11	運営規程	○	○
12	利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要（参考様式6）	/	△
13	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）	/	○
14	組織体制図（参考様式15）（1事業所のみ運営する法人は省略可）	/	○
15	主たる対象者を特定する理由等（参考様式7）（特定する場合のみ）	△	○
16	名古屋市移動支援・地域活動支援事業者の登録に関する要綱第2条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式8-2）	○	○
17	障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）の指定を受けている場合、その指定通知書の写し	/	○
18	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（参考様式54）	/	/

A：居宅介護等と同時に申請する場合は○印の書類のみ提出で可。

△印の書類に関しては居宅介護等の特定する対象者と異なる場合には添付すること。

B：既に居宅介護等の指定を受けている事業所において登録の申請をする場合は、

△印の書類に関して居宅介護等の指定時点から変更がない場合は省略可。

※ 目的の中に次のような文言の記載が必要です。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業」（法律名は正しく表記してください。下線部は「移動支援事業」でも可。）

ただし、社会福祉法人や医療法人、消費生活協同組合など、定款準則などによる表記の制約がある場合は、所轄庁の指導に従ってください。